

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人神奈川救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、神奈川県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を文書により甲に連絡するものとする。ただし、文書により連絡するいとまがないときは、口頭で連絡するものとする。

なお、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、甲が指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく乙の構成員による搜索活動は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときに終了するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、この協定に基づき乙及び乙の構成員が行った業務に要した経費のうち実費を負担するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 この協定に基づく協力に従事した乙の構成員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙及び乙の構成員は、この協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び乙の構成員がこの協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、この協定に基づく業務を行う中で第三者に損害を与えたときは、乙の責任の有無に関わらず、その事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告するものとする。

(訓練の参加)

第7条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行なわれるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和7年7月10日からその効力を有するものとし、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県金沢区六浦東二丁目11番18号
特定非営利活動法人神奈川救助犬ネットワーク
代表理事 渡 辺 登 志 男